

不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン新旧対照表

改正後	改正前
<p>5. 課税の求め等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支持の状況（政令第7条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）</p> <p>政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が<u>当該求めに反対することを明らかにしている関係生産者等及び政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の本邦における生産高の合計を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該求めに反対することを明らかにしている関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者及び政令第5条第2項の規定により本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該貨物の生産に従事する者の合計を越えることが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。</u></p>	<p>5. 課税の求め等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 支持の状況（政令第7条第1項第7号、第3項第7号、第4項第7号）</p> <p>政令第7条第1項第7号、第3項第7号又は第4項第7号に規定する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況により、法第8条第4項、第21項又は第26項の規定による求めを支持している関係生産者等（当該輸入貨物と同種の貨物の本邦の生産者の団体の場合にあつてはその直接又は間接の構成員をいう。以下同じ。）の当該輸入貨物と同種の貨物の本邦における生産高の合計が<u>当該貨物の本邦における総生産高から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係生産者等（当該求めを支持している関係生産者等を含む。）の当該貨物の本邦における生産高の合計を控除した生産高を超えること又は当該求めを支持している関係労働組合の構成員のうち当該貨物の本邦における生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数から当該求めに反対しないことを明らかにしている関係労働組合（当該求めを支持している関係労働組合を含む。）の構成員の人数を控除した人数を超えることが示されない限り、法第8条第5項、第22項又は第27項に規定する必要があると認めるときには該当しないものとする。</u></p>